

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案に対する修正案

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

題名中「新エネルギー等」を「自然エネルギー」に改める。

第一条中「確保」の下に「及び地球温暖化の防止」を加え、「新エネルギー等」を「自然エネルギー」に、「環境の保全に寄与し、及び国民経済の健全な発展」を「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築」に改める。

第二条第一項中「、同項第六号」を「（第九条第一項及び第十条において「一般電気事業者」という。）、同法第二条第一項第六号」に改め、同条第二項中「新エネルギー等」を「自然エネルギー」に改め、同項第六号中「石油（原油及び揮発油、重油その他の石油製品をいう。以下同じ。）を熱源とする熱以外の」を「自然現象に係る」に改め、同条第三項中「新エネルギー等電気」を「自然エネルギー電気」に、「新エネルギー等発電設備」を「自然エネルギー発電設備」に、「新エネルギー等を」を「自然エネルギー等を」に改め、同条第四項中「新エネルギー等発電設備」を「自然エネルギー発電設備」に、「新エネルギー等を」を「自然エネルギーを」に、「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第五項中「新エネルギー等

電気」を「自然エネルギー電気」に改める。

第三条の見出し中「新エネルギー等電気」を「自然エネルギー電気」に改め、同条第一項中「新エネルギー等電気の」を「自然エネルギー電気の」に、「新エネルギー等電気利用目標」を「自然エネルギー電気利用目標」に改め、同条第二項中「新エネルギー等電気利用目標」を「自然エネルギー電気利用目標」に改め、同項第一号中「新エネルギー等電気」を「自然エネルギー電気」に改め、同項第二号中「新エネルギー等発電設備」を「自然エネルギー発電設備」に改め、同条第三項中「新エネルギー等の」を「自然エネルギーの」に、「新エネルギー等電気利用目標」を「自然エネルギー電気利用目標」に改め、同条第四項及び第五項中「新エネルギー等電気利用目標」を「自然エネルギー電気利用目標」に改める。

第四条の前の見出し中「新エネルギー等電気」を「自然エネルギー電気」に改め、同条第一項中「新エネルギー等電気の」を「自然エネルギー電気の」に改め、「第十条において同じ。」を削り、「新エネルギー等電気利用目標」を「自然エネルギー電気利用目標」に、「新エネルギー等発電設備」を「自然エネルギー発電設備」に改める。

第五条、第六条及び第七条第一項中「新エネルギー等電気」を「自然エネルギー電気」に改める。

第八条の見出し中「勧告」を「基準利用量に係る勧告」に改め、同条中「新エネルギー等電気」を「自然エネルギー電気」に改める。

第十七条を第二十条とする。

第十六条第一号中「又は第十条」を削り、同条第二号中「第十一条」を「第十三条」に改め、同条第三号中「第十二条第一項」の下に「若しくは第十五条第一項」を加え、同条を第十九条とする。

第十五条中「第八条第二項」の下に「又は第十条第二項」を加え、同条を第十八条とする。

第十四条を第十七条とし、第十三条を第十六条とする。

第十二条第一項及び第二項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「新エネルギー等電気」を「自然エネルギー電気」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（財政上の措置等）

第十四条 国は、自然エネルギー電気の利用に関し、その促進に資する自然エネルギー発電設備の設置に要する費用に対する補助その他必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない

い。

第十条の見出しを「（利用量の報告等）」に改め、同条中「電気の供給量」を「その利用をした自然エネルギー電気の量（次項において「利用量」という。）」に、「届け出なければ」を「報告しなければ」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十二条とする。

2 経済産業大臣は、前項の報告を受けた利用量を公表しなければならない。

第九条の見出し中「新エネルギー等発電設備」を「自然エネルギー発電設備」に改め、同条第一項中「新エネルギー等」を「自然エネルギー」に改め、同条第三項中「新エネルギー等発電設備」を「自然エネルギー発電設備」に改め、同条を第十一条とする。

第八条の次に次の二条を加える。

（一般電気事業者の買取り義務）

第九条 一般電気事業者は、当該一般電気事業者の供給区域内に自然エネルギー発電設備を設置している者から当該自然エネルギー発電設備に係る自然エネルギー電気を買い取るべき旨の申出があつたときは、下限価格を下らない価格で、当該自然エネルギー電気を買い取らなければならない。

2 前項の下限価格は、自然エネルギー電氣を得るために変換する自然エネルギーの種類ごとに、自然エネルギー発電設備の導入の促進を通じて自然エネルギーの利用の促進が図られることを旨として、経済産業省令で定める。

（買取りに係る勧告及び命令）

第十条 経済産業大臣は、正当な理由がなくて前条第一項に規定する買取りをしない一般電氣事業者があるときは、当該一般電氣事業者に対し、当該買取りをすべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた一般電氣事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該一般電氣事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第三条から第十条まで、第十三条から第十五条まで（第十三条及び第十五条にあつては、電氣事業者に係る部分に限る。）、第十八条及び第十九条（電氣事業者に係る部分に限り、第十二条第一項に係る

部分を除く。）の規定 平成十五年四月一日

二 第十二条及び第十九条（第十二条第一項に係る部分に限る。）の規定 平成十六年一月一日

附則第二条中「新エネルギー等電気利用目標」を「自然エネルギー電気利用目標」に改める。

附則第三条中「新エネルギー等電気」を「自然エネルギー電気」に改める。

附則第六条中「新エネルギー等」を「自然エネルギー」に改める。